

四條畷市学校施設整備方針

令和5(2023) - 17(2035)年度

令和4(2022)年9月

令和6(2024)年2月改訂

四條畷市教育委員会

もくじ

第1章 基本的な考え方	1
1 背景	1
2 方針の位置づけ.....	1
3 期間	2
4 対象施設	3
第2章 学校施設の現状.....	4
1 学校施設の現状	4
2 児童生徒数の推移	5
第3章 学校施設整備の基本理念等	6
1 基本理念	6
2 めざすべき姿	6
3 学校施設整備の基本方針	7
第4章 施設整備の水準等	10
1 整備の水準等	10
2 維持管理の項目・手法等	11
第5章 整備の実施計画.....	12
1 実施計画に向けて	12
第6章 方針の継続的な運用方針	14
1 学校施設整備方針の推進について.....	14

第1章 基本的な考え方

1 背景

全国的に高度経済成長期に整備した公共施設の多くで老朽化が進行し、近い将来、一斉に更新時期を迎えようとしています。国においては、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を定め、国や地方自治体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進することを要請しています。

四條畷市（以下、「本市」という。）においても、人口急増期にあたる昭和40年代から50年代に多くの公共施設を整備してきました。現在、これらが建築後40年から50年余りを経過し、老朽化が進み、今後、大規模な修繕や建替えなどの更新時期を迎えます。本市では、平成28年12月に策定した「四條畷市公共施設等総合管理計画」に基づき、令和2年1月に「四條畷市個別施設計画【公共施設】」を策定し、公共施設における最適な施設の数や配置を実現し、将来世代により良い資産を引き継ぐための種々の事業を進めています。

学校施設においても、9校中7校が建築後40年以上経過するなど、施設の老朽化が避けては通れない課題となっており、これまでも必要に応じ校舎や屋内運動場などの対策を進めてきました。併せて、普通教室をはじめ、特別教室や屋内運動場への空調設備の設置、トイレの洋式化及び ICT 環境の整備など、社会情勢の変化に対応した環境整備を行ってきました。

しかしながら、老朽化が著しい学校施設は、予防保全的な対応に加え、コスト縮減や財政負担の平準化も踏まえた計画的、段階的な整備が必要です。

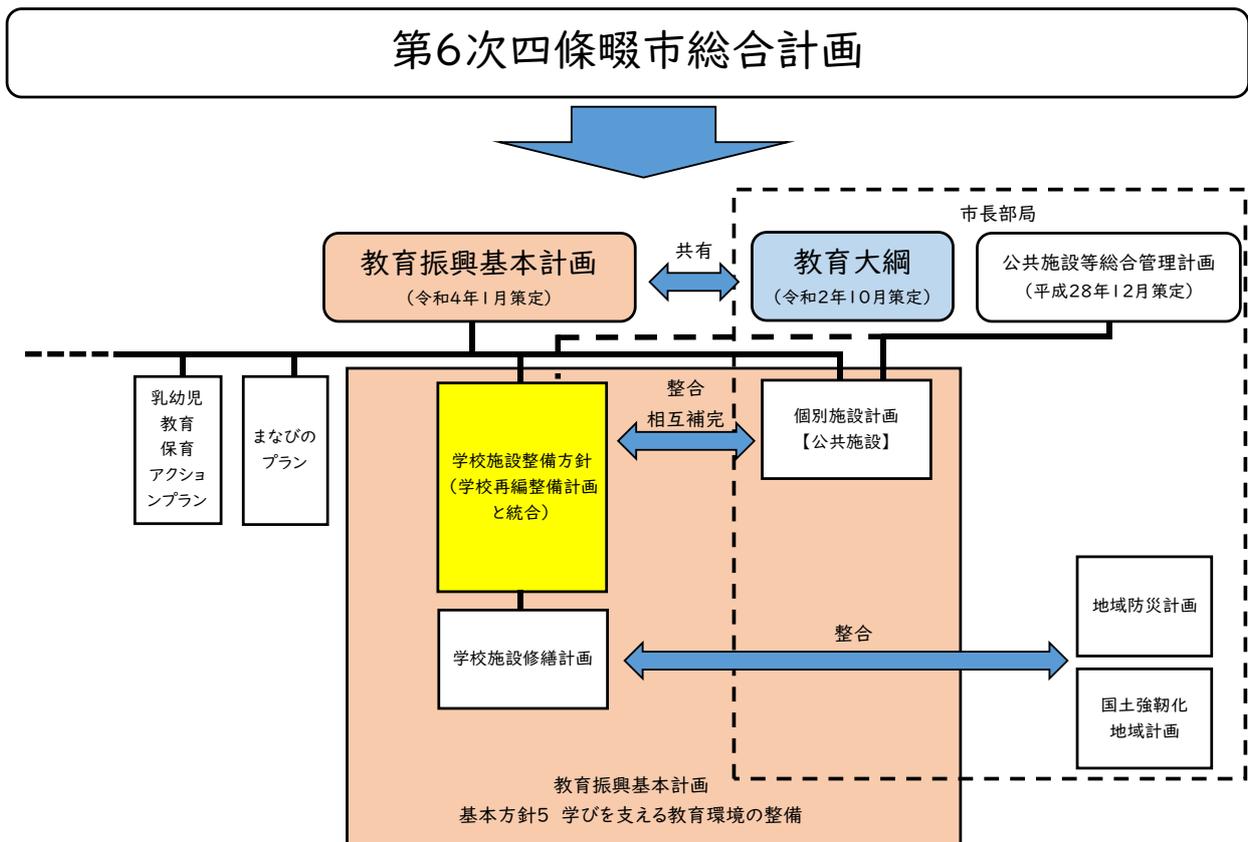
加えて、災害時の避難所機能としての役割やバリアフリー化の推進とともに、将来の年少人口及び地域の実情等に応じた適正規模、適正配置の推進や多機能化の促進による持続的で魅力ある整備など、これらに対応できる学校施設の整備が求められています。

2 方針の位置づけ

本方針は、本市の教育の総合的な計画である「四條畷市教育振興基本計画」（令和4年1月策定）の基本方針5「学びを支える教育環境の整備」を実現するため策定するもの

であり、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の一部としての位置づけのもと、「第6次四條畷市総合計画」をはじめとする上位計画及び関連計画と整合を図るものとします。

なお、学校再編整備計画については、学校再編から一定年数が経過し、本市の学校施設の状況や社会情勢等が変化していることから、計画の趣旨を尊重しつつ、時代に即した内容に更新し、本方針に統合します。また、計画上今後の検討事項としている小規模校の課題への対応や小中一貫型教育施設については、引き続き検討を行います。



学校施設整備方針の位置づけ

3 期間

学校施設は、数十年にわたり使用されるもので、子どもたちの学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、健康的かつ安全で豊かな環境の確保はもとより、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な環境の整備が重要であるため、長期的かつ段階的に取組みを進める必要があります。このため、本方針の期間については、上位計画である四條

暇市教育振興基本計画を踏まえ、令和5(2023)年度から令和17(2035)年度までの13年間とします。

ただし、国が定める学校施設整備指針(以下、「国指針」という。)の改訂や本市の人口動態等を踏まえた学校規模の適正化等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 対象施設

本方針の主な対象施設は、市立小中学校の校舎、屋内運動場、プール及びこれらに付随する各種設備等とします。

第2章 学校施設の現状

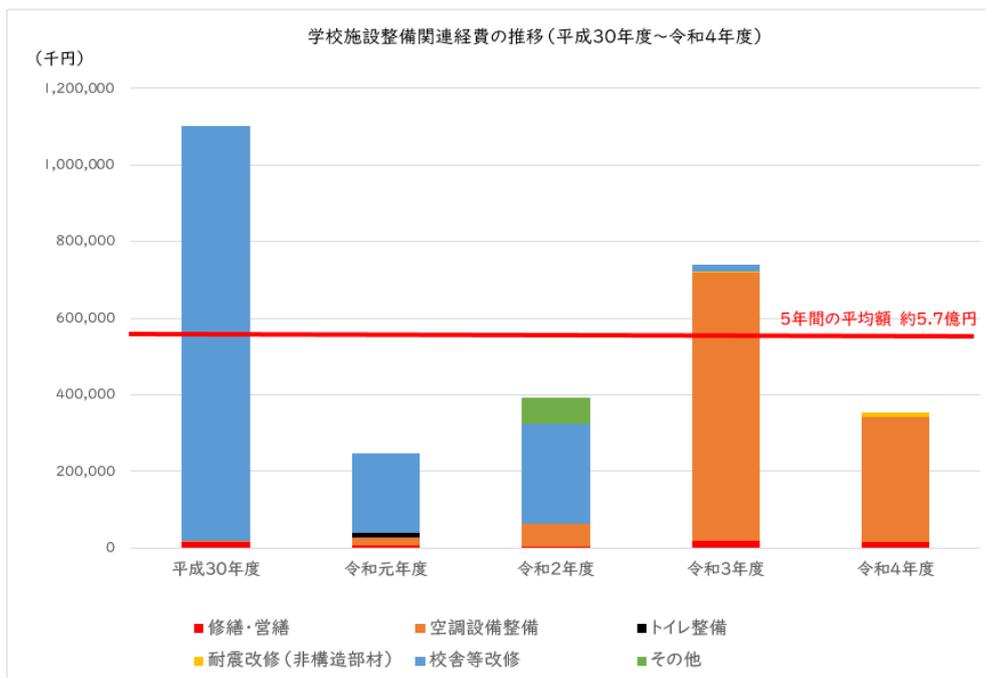
1 学校施設の現状

本市では、小学校6校、中学校3校の合わせて9校の学校施設を管理しています。学校施設の多くは人口急増期である昭和40年代から50年代に整備しており、現在、施設の老朽化が顕著に現れています。最近では、水道管の亀裂による漏水、雨漏り、消防設備や放送設備等の各種設備の老朽化など、学校運営に直結する事象が生じており、都度、必要に応じ、緊急性や経済性などの優先順位を考慮し、対応を行ってきました。

また、昨今の猛暑等の気象状況に鑑みた校舎や屋内運動場への空調設備の設置、非構造部材の耐震化、トイレの洋式化及び大容量ネットワークの整備など、社会情勢の変化に対応した環境整備も進めてきました。

今後は、本市の財政状況を踏まえつつ、老朽化した施設の対策を計画的かつ段階的に行うとともに、学習指導要領への対応、教育DXの推進に資する施設整備、教職員の働く場としての機能向上、インクルーシブ教育の観点によるバリアフリー化の推進、災害時における避難所機能の向上など、様々な状況に対応できる施設整備が求められます。

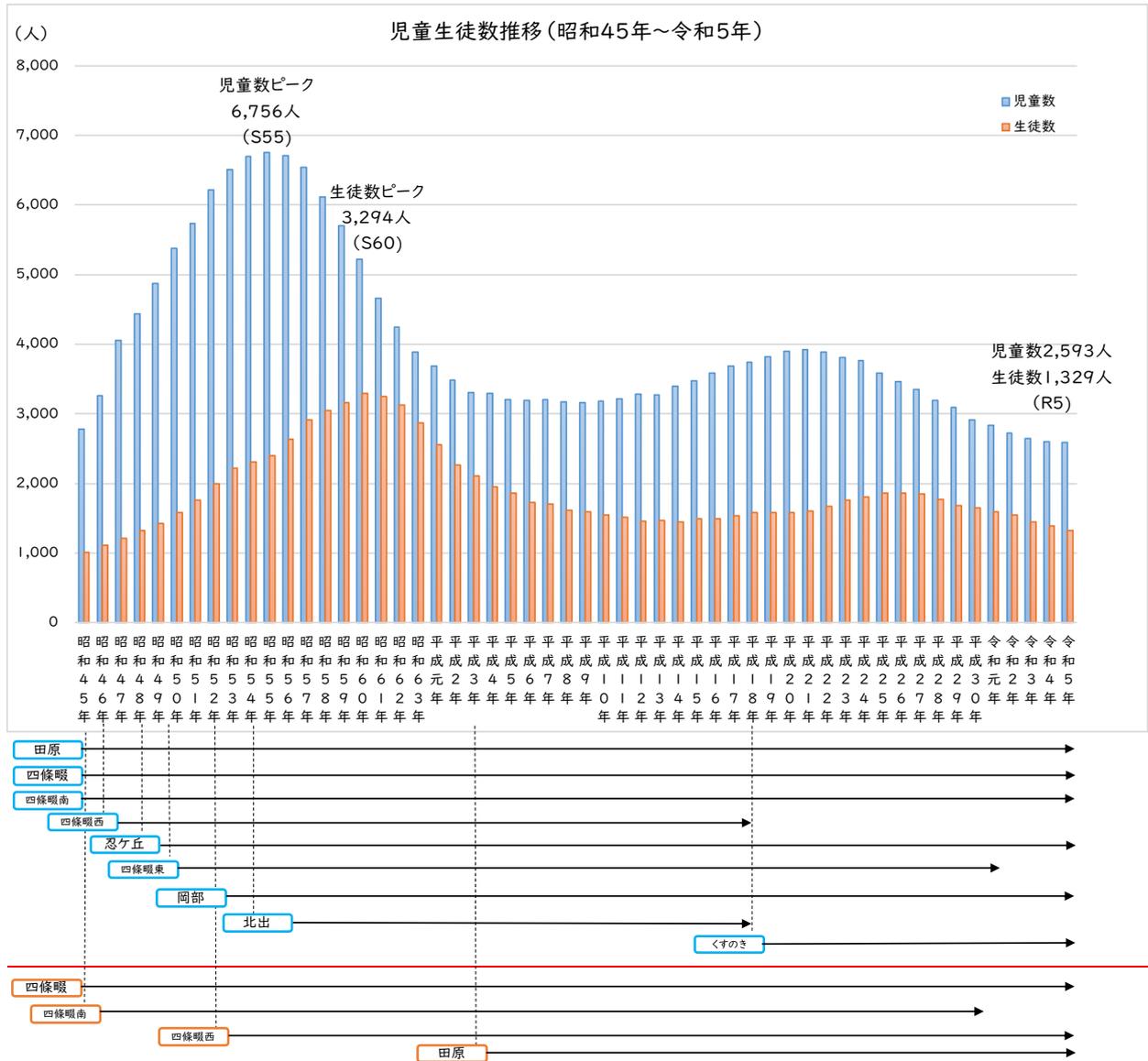
※学校施設の棟別の築年数、劣化状況等は、四條畷市個別施設計画【公共施設】（令和2年1月策定）を参照



参考：学校施設関連経費の推移

2 児童生徒数の推移

小学校の児童数は昭和55年に、中学校の生徒数は昭和60年にピークを迎え、その後は全国的な少子化の進展により、令和5年度にはピーク時の約4割となりました。



参考：児童生徒数の推移

1 基本理念

子どもと地域の「学び」をつなぐ 安全で魅力的な学校施設づくり

2 めざすべき姿

施設の老朽化が著しく進行していることに加え、近年の自然災害の頻発や感染症の世界的流行を踏まえ、主として学校を使用する児童生徒や教職員等の安心安全を最優先とした施設の整備をめざします。また、「四條畷市教育振興基本計画」に示す「すべての人々が個性や創造性を発揮し、夢や可能性に挑戦しながら、協働し、学び続けることができる環境」の実現に向けて、めざすべき姿を以下に示します。

(1) 安心安全かつ快適な学校施設の整備

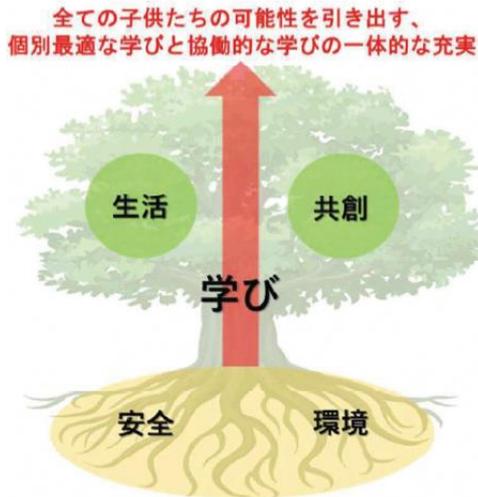
学校は、児童生徒及び教職員の学習や生活の場であるため、安心して学校生活を過ごすことができるよう、老朽化が進んだ施設の改修に加え、新しい生活様式を踏まえた安全性に配慮した施設整備を進めます。また、換気、室温、音等の影響に配慮した良好な環境の確保を図るとともに、すべての利用者が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策を進めます。併せて、高効率照明の導入などの省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を積極的に進め、持続可能な教育環境を実現します。

(2) 個別最適な学びと協働的な学びを実現する学習環境の確保

学習指導要領の改訂や急速な ICT 化等、教育の内容や方法等の変化に対応して多様な学習内容・学習形態に活用できる機能的な学習環境を確保し、将来的な学校教育の進展等に未来思考で対応します。

(3) 災害時の避難所機能と地域コミュニティの核としての共創空間の創出

学校は、児童生徒や教職員のみならず、地域にとっても身近な公共施設であることから、災害時における避難場所としての役割を踏まえた施設整備に加え、就学前施設等との連携や地域の人たちとの活動・交流拠点としての共創空間の創出を進めます。



イメージ図

新しい時代の学び舎としての創意工夫により特色・魅力を発揮するものとして、その中心となる「幹」に『学び』を据え、その学びを豊かにしていく「枝」として『生活』『共創』の空間を実現する。

また、新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進していく「根」として『安全』『環境』の確保を実現する。

【出典】文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告

3 学校施設整備の基本方針

(1) 土台としての着実な整備

① 老朽化対策

本市の学校施設の多くは建築後40年以上が経過しており、耐用年数が短い給水設備や電気設備などの各種設備の不具合に加え、雨漏り等による建築物の躯体の劣化も進んでいます。児童生徒及び教職員の安心安全に影響するものや学校運営に支障を来す緊急的な事案については、優先的かつ速やかに対応します。

② 予防保全への転換

学校施設を長期間にわたり使用するためには、適切な維持管理を行うことが重要です。予防保全への転換により、学校施設の安心安全な使用はもとより、修繕費用の削減、中長期的なコスト縮減及び財政負担の平準化に繋がることから、今後はこれまでの事後的な対応から、可能な限り予防保全的な対応へと転換していきます。

③ 長寿命化の推進

学校施設の改修等を行う際は、財政負担の平準化や中長期的なコスト縮減の視点から、長寿命化による手法を含め検討します。

④バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの採用

障がいのある児童生徒や教職員が安全かつ円滑に学校生活を送ることができ、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことができるよう、障がいの状態や特性、ニーズに応じた施設整備を図ります。また、災害時の避難所機能を有し、地域コミュニティの核となること等、高齢者、障がい者を含む多様な地域住民が利用することを踏まえ、共に集う場所としての施設整備に努めます。

(2) 創意工夫による特色・魅力づくり

⑤教育環境の変化への対応

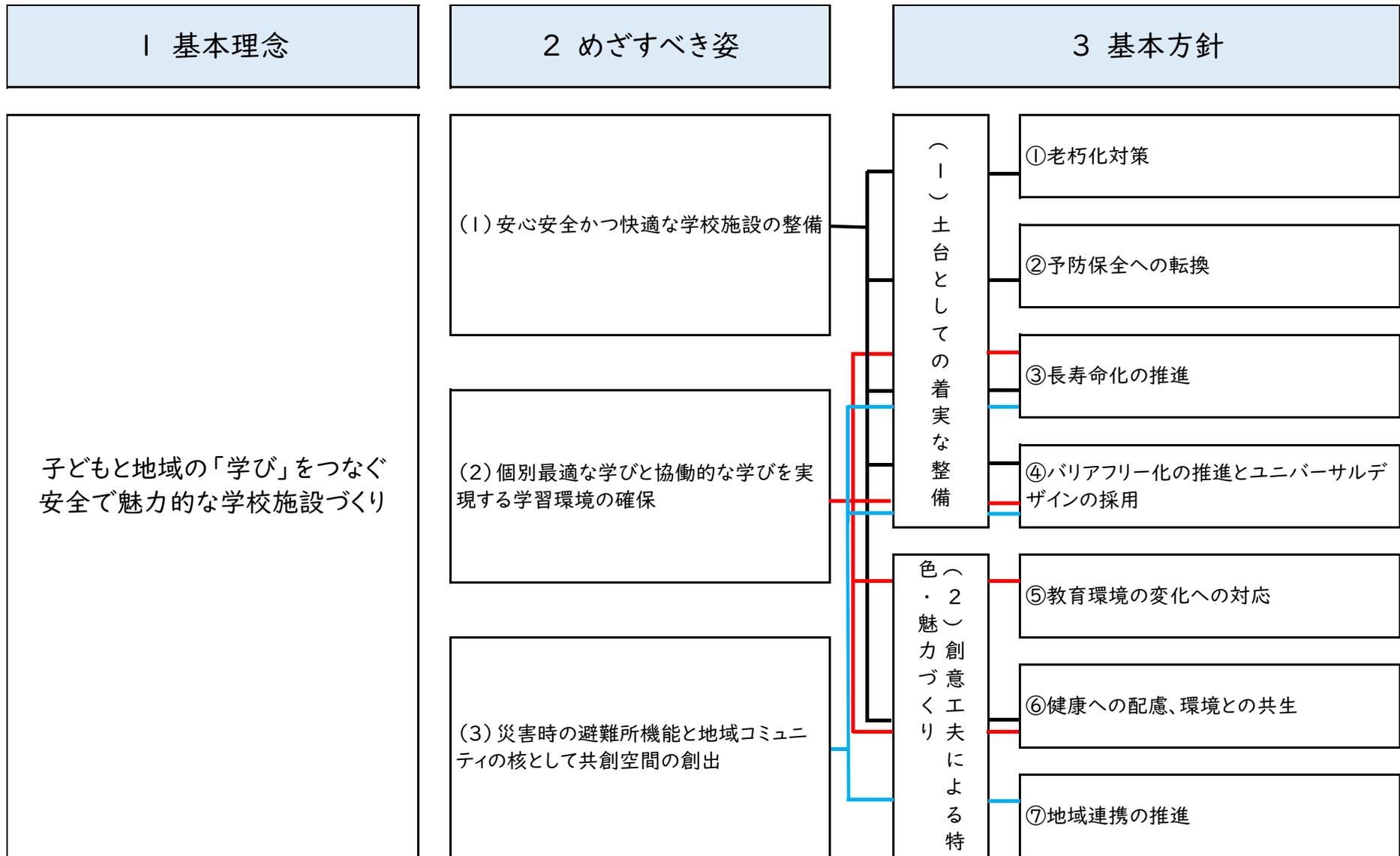
学習指導要領の改訂や急速な ICT 環境の整備等、学校教育を取り巻く環境は常に変化しています。学校施設全体を学びの場として利用するという発想のもと、児童生徒の主体的な活動を喚起し、求められる学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間の実現を図ります。また、不登校やいじめ等、児童生徒が抱える個別の事象にきめ細やかに対応できる施設整備に努めます。

⑥健康への配慮、環境との共生

昨今の記録的猛暑や感染症の世界的大流行等を踏まえ、児童生徒の健康を考慮し、校内の快適性を確保するため、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮します。また、学校施設の改修等を行う際は、省エネルギー化や太陽光発電設備の導入による ZEB の推進、木材利用の推進等により、持続可能な教育環境を実現します。

⑦地域連携の推進

学校施設は、学校、家庭、地域の連携・協働に基づく生涯学習の場であるとともに、災害時等の避難所機能であることを踏まえ、共創的な施設整備に努めます。



方針の全体像

第4章 施設整備の水準等

1 整備の水準等

本方針や国指針を踏まえ、各学校の実情や課題等を考慮しながら整備を進めます。整備（改修を含む）にあたっては、単に施設の機能回復を図るのではなく、構造体の長寿命化やライフラインの更新等による建物の耐久性を高めるとともに、省エネ化や多様な学習形態による活動が可能となる特色、魅力ある教育環境の提供など現代、近未来の社会的要求水準を考慮します。

(1) 耐久性

耐久性を確保するために、鉄筋コンクリート造の場合は、コンクリートの中性化対策、構造クラック対策、鉄筋の腐食対策、鉄筋のかぶり厚さの確保を躯体の状況に応じて実施します。鉄骨造の場合は、鉄骨の腐食対策や接合部の破損補修を実施します。非構造部材については、内外装ともに耐久性に優れた材料を使用することで、長期間の使用における維持補修費を抑えることを検討します。電気配線や給排水管は劣化状況等を考慮し、必要に応じて維持管理の容易性を考えた更新を行い、建物の安全性維持の確保を図ります。

(2) 機能性

機能性は、必要に応じて社会的ニーズを取り入れ、多様な学習形態に対応するための教育環境の確保に努めます。また、学校施設は災害時の避難場所や地域連携としての役割を有している点からも、バリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインを採用します。

(3) 環境性

断熱性のある材料の使用、照明のLED化及び節水型トイレの導入等、環境に配慮した整備を図り、エネルギーの効率性の向上やランニングコストの抑制に努め、環境負荷の低減に配慮します。

2 維持管理の項目・手法等

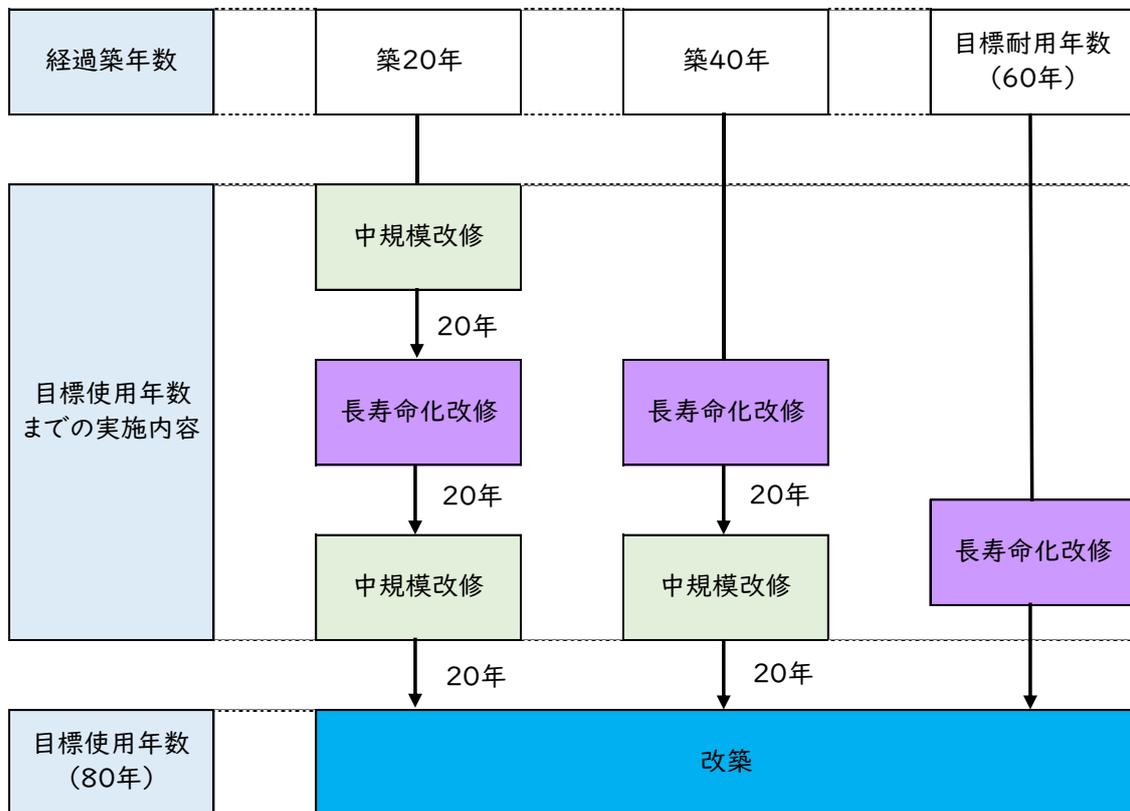
学校施設の機能を維持し、長期間にわたって有効に活用するためには、定期的な点検により、施設の劣化状況を把握することが重要です。学校施設における主な点検として、建築基準法第12条に基づく点検や、各設備の定期点検等を実施することで、学校施設の劣化状況を的確に把握するとともに、修繕等の優先順位を検討します。なお、学校施設の修繕等は、「四條畷市学校施設修繕計画」に基づいて実施します。

第5章 整備の実施計画

1 実施計画に向けて

今後は、学校の建築からの経過年数をもとに、建物の劣化調査（国の耐力度調査を参考にしたもの）を実施し、その結果等を踏まえ、整備方法を検討します。なお、検討に際しては、文部科学省が示している従来の改築中心から長寿命化への転換を基本とします。ただし、小規模校の課題への対応や小中一貫型教育施設の設置を検討する学校については、別途、引き続いて調査・研究を行います。

実施計画のフロー



※当該フローは、学校施設の構造の大半を占める鉄筋コンクリート造を想定しています。

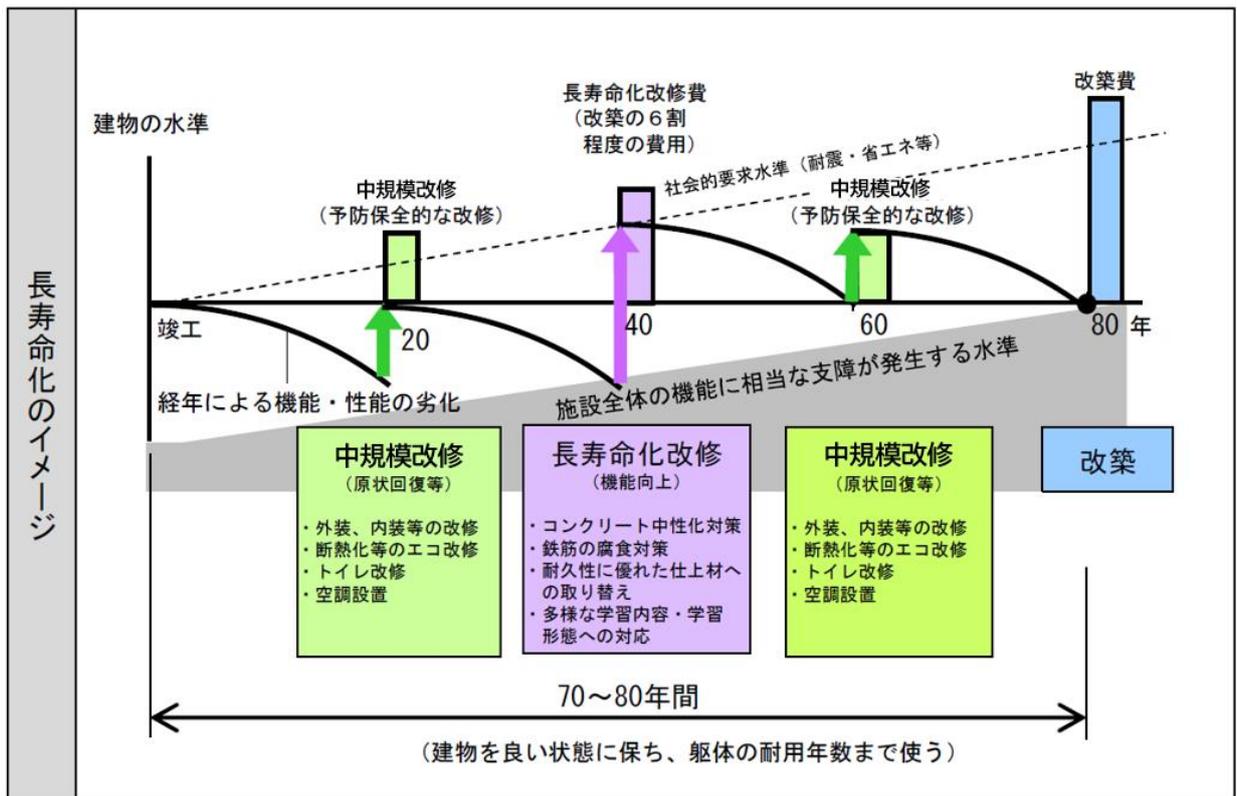
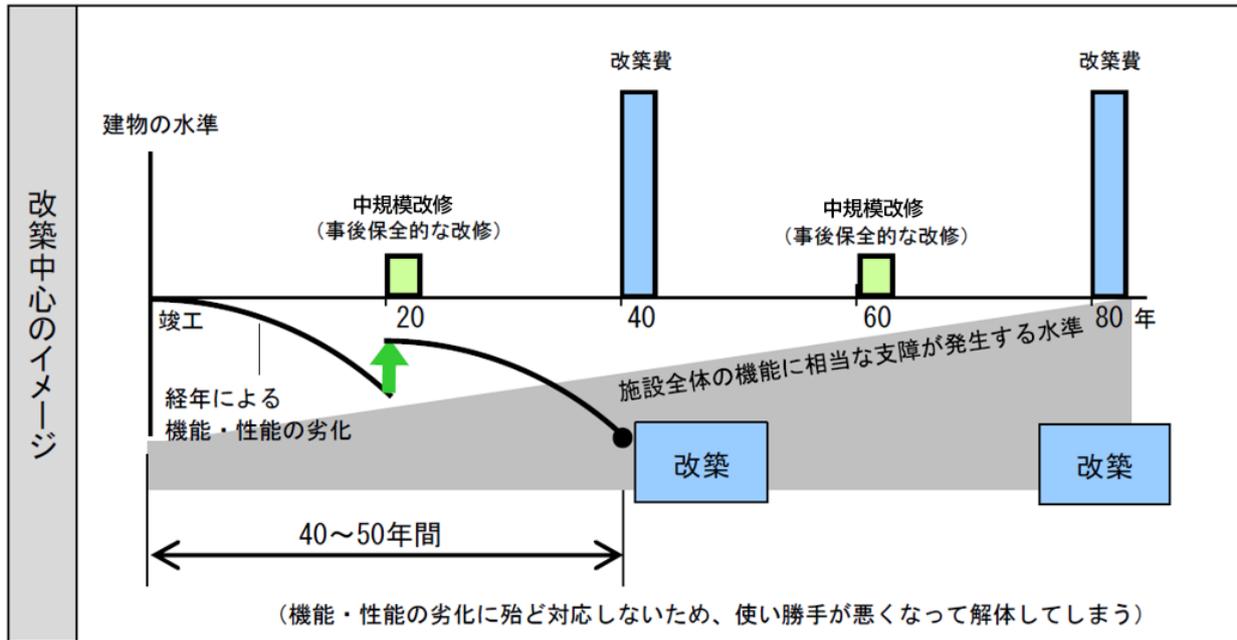
※他の棟と合わせて実施した方が、事業実施の効率化が図られる場合や費用対効果が期待される場合等は、築年数に関わらず事業実施する可能性があります。

※目標耐用年数（60年）は、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）の目標耐用年数の級の区分の「Y 60」の代表値としています。

※事業実施前の建物の劣化調査の結果、耐力度の点数が国の基準点以下となった場合は、築年数に関わらず改築することとします。

※当該フローの年数は、改修等の基本的な年数を示したものであり、整備方法の検討やその他の要因（市域の児童生徒数の変動や地理的な個別事象等）により、実施時期に差異が生じる可能性があります。

参考:改築中心から長寿命化への転換のイメージ



※長寿命化とは、建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。

※長寿命化改修とは、老朽化した施設を将来にわたって長く使い続けるために、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる(時代に即応した教育環境に向上)改修を行うこと。

【参考文献】文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」・「学校施設の教育環境向上を図る改修等に関する課題解決事例集」

第6章 方針の継続的な運用方針

1 学校施設整備方針の推進について

本方針を推進するにあたり、教育委員会の担当所管における学校施設の継続的・定期的な管理だけでなく、学校や市長部局を含めた全市的な体制で課題を共有し、連携を図ります。さらに、事業実施段階では、専門知識が必要であることから、技術職員との連携や、民間事業者への委託の検討も含め、適切かつ効率的な体制で実施します。

また、本方針は、社会情勢や財政状況の変化、学校施設の状態等に応じて見直しを行うものとします。